

韓国知的財産ニュース 2019年5月後期

(No. 391)

発行年月日：2019年6月4日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、韓国毒性学会と有害物質情報交流のための業務協約締結
- 2-2 革新的新薬の特許審査、平均11ヵ月短くなる
- 2-3 AI基盤のスマート特許行政の具現により行政イノベーションをけん引へ
- 2-4 特許庁、成均館大学と業務協約(MOU)締結
- 2-5 技術保証基金、IPファースト保証に「AIモデル算出」システムを適用
- 2-6 特許審判院、欧州・日本・中国と審判分野情報共有セミナー開催
- 2-7 特許庁、D.CAMPと共同で有望IPスタートアップ発掘大会開催
- 2-8 特許庁、政府革新は、政策実名制で国民と疎通する

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 SBA-韓国知識財産保護院、「コンテンツ制作社支援協力」で業務協約締結
- 3-2 著作権・コンテンツ国際紛争、世界知的所有権機関の調停制度で解決してください
- 3-3 特許庁、「第1回韓国-ベトナムIP保護協議会」開催
- 3-4 特許庁、「オンライン模倣品在宅モニタリング団」が大活躍！

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 商標にレトロブームが起きている！

- 4-2 若いデザインが増えている！
- 4-3 「登録商標も使用しないと取消」、不使用取消審判請求増加

その他一般

- 5-1 特許庁と最も似合う芸能人は誰？
- 5-2 カメラ特許、これからは自動車とドローンが主導する！
- 5-3 仮想現実スポーツを進化させる特許技術
- 5-4 大韓民国の新たな100年、発明で切り開いていく！
- 5-5 複合慢性疾患治療、これからは1錠飲むだけでOK！
- 5-6 特許庁、「2019 青少年発明記者団フェスティバル」を開催

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 特許庁、韓国毒性学会と有害物質情報交流のための業務協約締結

韓国特許庁 (2019. 5. 16)

特許庁は、5月16日（木曜、午前11時）、ソウル大学のサムスンコンベンションセンターで、韓国毒性学会と、有害物質情報交流および毒性分野研究者の知財権能力の向上のための業務協約を締結した。

特許庁と韓国毒性学会は、公衆の衛生を害する恐れのある発明（注1）に対する特許審査の専門性を強化するとともに、毒性学研究者の発明保護および知財権能力の向上という目標と方向性を確認し、持続的に交流・協力することで合意した。

韓国毒性学会（注2）は、毒性および環境について研究を行う専門学会として、毒性学研究の他、食品、医薬品および環境汚染物質から国民を保護するために、多角的に取り組んでいる。

特許庁では、「加湿器殺菌剤事件」と「ラドンベッド事件」以降、国民の安全に、危害になり得る発明に対して特許審査を強化しており、発明の人体への危害性を正確に判断するためのシステムを構築している。

今回の業務協約により、特許庁では、有害物質を含む発明に対する特許審査の専門性を強化することで、これらを含む特許による社会問題発生を未然に防止でき、さらに国民の安全と知的財産保護に万全を期すことができると期待を示している。

また、韓国毒性学会では、学会員および関連業界の研究に必要な、知的財産権制度および関連情報の提供を持続的に受けることで、毒性分野の発明保護および学問の発展に貢献できるようになる。

特許庁と韓国毒性学会は、業務協約締結以降、実務協議会を通じて有害物質に関する専門資料および知的財産関連情報を相互交流するための、具体的なプログラムを推進する計画である。

韓国毒性学会会長は、「韓国最高の毒性関連学術団体である韓国毒性学会は、毒性研究を通じた社会のセーフティネット構築に向け取り組んできており、今回の業務協約で化学物質の毒性研究結果が特許行政の専門性に貢献できる契機になることを望む」と述べた。

特許庁長は、「今回の業務協約により強化される、毒性物質の危害性に関する専門知識は、特許庁において特許審査の品質向上のための基礎資料になる」とし、「韓国毒性学会会員においても、知的財産シンポジウム、セミナーなどを通じた多様な特許行政サービスの提供により、知的財産に対する認識の向上も期待できる」と強調した。

(注1) 特許法第32条は、「公の秩序又は善良の風俗を乱し、又は公衆の衛生を害する恐れのある発明」を、特許を受けることができない発明と規定

(注2) 毒性学研究の奨励、毒性に対する情報交換および知識普及のために1977年に設立された法人

2-2 革新的新薬の特許審査、平均11ヵ月短くなる

韓国特許庁 (2019. 5. 19)

革新的新薬に対する特許審査期間が、平均11ヵ月短くなる見通しである。

韓国製薬バイオ協会は、国務調整室がまとめた「新産業における現場の隘路に対する規制改革の推進成果」に、製薬業界が建議事項として提出した内容が反映されたと明らかにした。

政府は、5月16日（木曜）、李洛淵（イ・ナギョン）国務総理主宰で開催された国政懸案点検調整会議にて、第四次産業革命分野における特許優先審査対象を、既存の人工知能（AI）、モノのインターネット（IoT）などの七つの分野から革新的新薬、オーダーメイド型ヘルスケア、スマートシティ、ドローンなど、十六の分野に拡大する方策を確定した。同分野の特許登録決定までかかる期間が、既存の平均16.4ヵ月から5.7ヵ月に約11ヵ月短縮される。

製薬バイオ協会は、特許優先審査対象に革新的新薬が含まれたことに関連して、「新薬の研究開発過程で事業者負担になる不合理な規制が改善されたもの」と評価した。

また、新薬・体外診断用医療機器など、新製品の研究開発（R&D）を活性化するための血液・組織・細胞などの残余検体活用の手続きも簡素化される。これまでは医療機関で治療・診断目的で使用した後、余った残余検体を活用するためには、予め提供者の書面同意が必要であった。

10月24日からは病院側から、治療、診断後に余る検体が研究目的に活用される場合もあるという事実を事前告知して、拒否意思がなければ書面同意が省略される。

製薬バイオ協会は、「新産業における現場の意見を積極的に反映し、実際、制度改善に繋がったという点で非常に望ましい官民協力の事例」と述べた。

2-3 AI基盤のスマート特許行政の具現により行政イノベーションをけん引へ

韓国特許庁（2019.5.23）

特許庁、5ヵ年計画における次世代特許ネット構築、1次年度開発事業に着手

特許庁は、人工知能（AI）を適用して特許行政を革新するための次世代特許ネット開発事業の着手報告会を、5月23日（木曜、午前10時）、政府大田庁舎で開催したと明らかにした。

特許ネットは、特許・実用新案・商標・デザインに対する出願・審査・登録・審判などの特許行政業務全般を取り扱う情報システムである。

特許庁は、1999年に第1世代特許ネットを開通し、世界で初めてインターネット電子出願時代を切り開いており、2005年にユビキタス基盤の第2世代特許ネット、2012年にクラウド基盤の第3世代特許ネットへと発展させ、先進特許行政サービスを提供した。

＜世代別特許ネットの発展の歴史＞

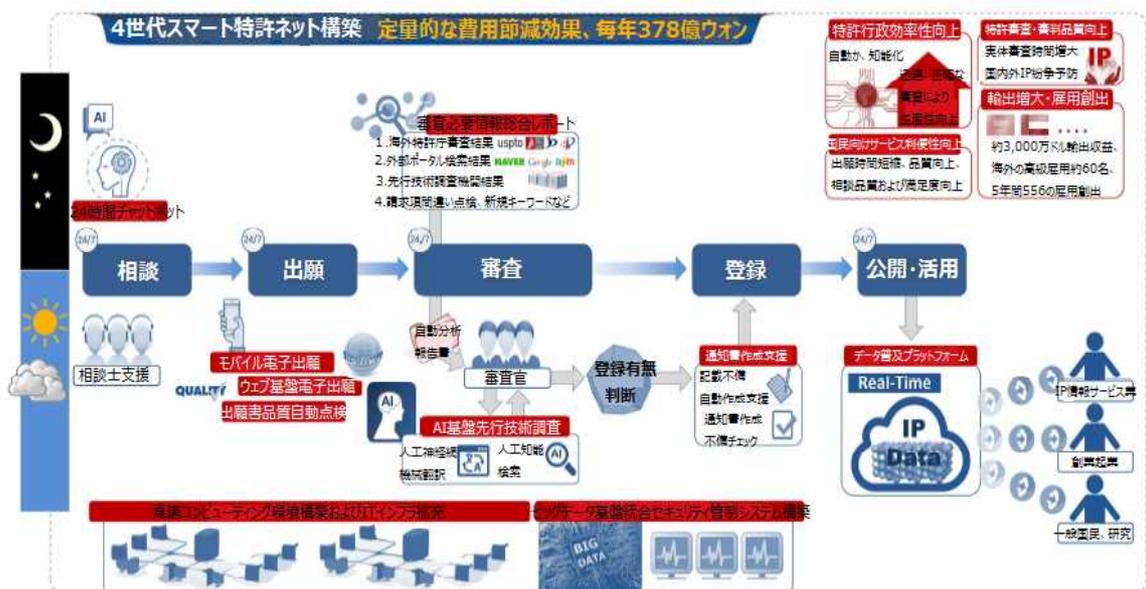
第1世代：世界初のインターネット電子出願施行により、ペーパーレス行政実現
 (1999年) (特許行政電算化7ヵ年計画策定(1992年)→システム開発(1995年～1999年)、事業費607億ウォン)

第2世代：24×365無中断サービスと国際出願の具現により、ユビキタス行政実現
 (2005年) 第2世代特許ネット構築計画策定(2002年)→システム開発(2003年～2005年)、事業費583億ウォン)

第3世代：クラウド業務環境と知能型検索の具現により、スマートワーク時代実現
 (2012年) 第3世代特許ネット構築計画策定(2009年)→システム開発(2010年～2012年)、事業費602億ウォン)

今回着手する第4世代特許ネットは、AIなどの知能情報技術の特許行政に適用して、業務の効率化と利用者向けサービスの利便性を革新的に高めるための「スマート特許行政具現」を目標に推進する。

＜第4世代特許ネットで具現する「スマート特許行政」＞



第4世代特許ネットで具現するスマート特許行政は、まず利用者らが特許顧客相談センターの業務時間が終了した後も、いつでもどこでもAI特許チャットボットにアクセスし、特許出願や審査、登録などに対して相談士と会話をするように、容易に相談を受けることができる。

出願人向けには、約 900 種もある書式を PC にインストールする必要があるなど、多少難しくて不便だった電子出願サービス（「特許路」）をユーザーフレンドリー型に再構築することで、初心者も容易にウェブ上で作成して出願できる。

また、出願人が特許庁に提出する各種書式などの記載内容に間違いや不備はないか、先に出願された特許や商標などがなくないかを簡単に確認でき、スマートフォンからでも迅速に出願して、審査進行経過を照会できる他、手数料も納付できる。

審査官は、特許出願された記述内容を理解して類似した先行技術文献を自動で検索する「AI 審査相談士」を活用し、より迅速かつ正確に審査することができる。また、AI 基盤の機械翻訳システムを活用して外国語資料であっても問題なく、世界の先行技術文献をより幅広く検索し、引用文献として活用できるため審査の品質を高めることができる。

特許情報サービス企業らは、特許庁が提供する特許図面符号、機械翻訳学習データ（注 1）、合金成分比および化学式など、多様な特許情報 DB を活用して AI 基盤の高付加価値情報サービスを開発できる。

最後に、老朽化したサーバなどを高速コンピューティング環境に交替し、大容量データを高速に処理しなければならぬ AI 学習やビッグデータ分析を円滑に遂行することで、電子出願などの利用者向けサービスについて 1 秒以内に迅速に対応することができる。

特許庁は、これらの事業を、2018 年に策定した 5 ヶ年計画に基づいて 2019 年から 2023 年まで、段階的に開発していく計画であり、2019 年は第 1 世代特許ネット開通の 20 周年であり第 4 世代特許ネット開発のスタートを切る年である。

2019 年には計 98 億ウォンを投入し、12 月まで AI 機械翻訳システムと AI 商標イメージ検索モデルシステムを開発し、モバイル商標電子出願サービスと高速コンピューティング環境などを構築する。

特許庁次長は、「出願人・審査官が確認すべき世界の特許文献が 7 年間で 2 倍に増加（注 2）した 4 億件以上である」とし、「これから AI 特許チャットボット、AI 審査相談士、モバイル出願などを活用して特許出願および審査業務の利便性と効率性を高めるとともに、審査品質を画期的に高めることで特許行政をイノベーションできることを期待する」と述べた。

（注 1）Corpus（コーパス）といい、コンピュータが読める形態に集積した言語資料

(注2) 国内外の知的財産権データ保有量：(2012年) 213百万件→(2019年4月) 422百万件 (98%増加)

2-4 特許庁、成均館大学と業務協約(MOU)締結

韓国特許庁 (2019. 5. 23)

知的財産人材育成に向けた相互協力を推進

特許庁と成均館大学は、5月23日(木曜、午後5時)、特許庁ソウル事務所で、知的財産人材育成に向けた業務協約を締結する。

今回の協約で両機関は、(1) 学生および研究者オーダーメイド型の知的財産教育プログラムの開発および共有、(2) 知的財産人材育成のための履修単位の互換など、教育および研究における協力、(3) 大学の産学協力および官学協力分野での相互協力および広報、(4) 大学(院)生の就職・創業支援などで協力することで合意した。

これを受けて成均館大学は、まず特許庁のeラーニング・コンテンツを大学の授業に活用し、大学生の知的財産教育を活性化する計画である。

成均館大学関係者は、「今回の協約を通じて知的財産教育が充実されると期待し、特に学生らがオンラインを通じて時間と場所に関係なく知的財産教育を受けることができ、就職および創業にも役立つと期待される」と述べた。

特許庁は、知的財産創出、権利化、保護、活用などに関する、計183のオンライン教育コンテンツを無料で提供しており、これらのコンテンツを活用して61の大学で知的財産関連の教育が行われている。

特許庁長は、「今回の成均館大学との業務協約を契機に、第四次産業革命を主導していく未来人材への知的財産教育が、さらに拡散すると期待される」とし、「これからも効果的な教育プログラムの開発および活用に向けて積極的に取り組んでいく」と述べた。

技術保証基金（以下、技保）は、ビッグデータを活用して今後3年間で、企業の売上額を推定するシステムを構築する。2019年下半期を目処に、既存の知的財産（IP）保証システムに適用して、高度化する方針である。

5月27日（月曜）、技保は、IPファースト保証課程において、3カ年度の予想売上額推定を、人工知能（AI）モデルで算出するシステムを開発し、IP保証システムを高度化する。現在、キャッシュフローの展望について、最初の3カ年の売上額は、評価者の人間が直接推定し、入力している。

これを受けて、技保は、システム開発事業の公告を行っている。今回の事業は、事業費規模は大きくないが、技保が保有する特許130万件と企業融資に関連するデータの価値を活用して、多様な実験を行うことができるため、大学や研究所などから関心が高い。

現在、技保が保有する特許評価システム（KPAS）は、ビッグデータ分析とディープラーニング技法を適用することで、特許技術の財産的価値を評価して、自動で等級化し価値金額を評価する。

新しくできた、IPファースト保証も、本システムを適用している。この保証は、特許権の事業化に必要な運転資金を支援する制度である。

当初は、技保職員が技術価値評価を行う際にかかる時間を短縮するために開発したが、AIアルゴリズムを用いて過去の技術価値評価のデータを学習し、学習されたモデルを基に、技術価値を自動推定するシステムに発展した。

AIを活用することで、低費用で迅速に価値評価の手続きができるため、現場の窓口と顧客から評判が高い。第1四半期の新規のIP保証の業績が前年同期比87.5%も上昇した。

政府が技術金融拡大政策の一環として、既存の特許評価システムをIPファースト保証に導入することで、技保の技術金融業務の対応が迅速になった。

IP金融は、世界的にIP活用と保護に対する関心が高まっており、韓国金融業界の海外進出の可能性の高い分野である。既に、技保の技術評価システム（KTRS）は、政府開発援助（ODA）事業の一環として、途上国に供給を行っている。

最近では、先進国を中心に、より高度化した IP 金融における協力の要請も増えている。技保は、欧州などと技術評価システムの輸出に向けて研究協力を結んで進めており、中小企業の比重の高い台湾などからでも、このような技術移転の可能性について打診を受けている。

技保関係者は、「海外においても、IP 金融は、グローバルブランドを持つ大企業を中心に市場が形成されており、相対的に長年、中小・ベンチャー企業を中心に IP 金融を行ってきた経験とノウハウが高く評価されている」とし、「経済構造の変化により、IP に対する関心が高まるにつれ、中小企業やスタートアップ金融に、本システムの活用を希望する海外機関からの協力の提案も多い」と述べた。

2-6 特許審判院、欧州・日本・中国と審判分野情報共有セミナー開催

韓国特許庁 (2019. 5. 28)

特許審判院は、2019 年 6 月 5 日 (水曜) に、欧州・日本・中国の審判院長を招いて、特許審判国際セミナーを開催する。

今回のセミナーは、参加国における審判分野の最近の主要関心事項と重要事例および政策方向を中心に、韓国を含む 4 カ国の審判院 (※) が発表および討論を行う。

※ (韓国) 特許審判院、(欧州) 特許審判院、(日本) 特許庁審判部、(中国) 国家知識産権局専利覆審無効審判部

<特許審判国際セミナー概要>

- (1) 日時および場所：2019 年 6 月 5 日 (水曜) 14:00~16:30、インターコンチネンタル COEX (ソウル)
- (2) 出席者：主要国特許審判院院長、企業の知財権担当者、国内の弁護士・弁理士など
- (3) 国家別の発表プログラム
 - (韓国) 引用率、訂正制度の問題点および改善策、主要政策方向
 - (欧州) 審判待機物量を減らすための方策、権限変更、組織改編および政策方向
 - (日本) 口述審理の事前手続き改善に向けた取り組み、異議申請制度の権利の早期安定化
 - (中国) 知的財産政策強化に向けた組織改編、特許・商標侵害の損害賠償額増大

今回のセミナーには、知的財産分野を先導する4カ国の審判分野の代表(※)と随行団、国内企業の知財権担当者と弁護士、弁理士など、国内の関係者約200人が参加する予定である。

※(韓国) バク・ソンジュン特許審判院長、(欧州) Carl Josefsson 欧州特許審判院長、(日本) Reeko Imamura 特許庁審判部長、(中国) Ge Shu 専利覆審無効審判部長

今回のセミナーでは、参加国の使用者(※)を対象に、主要関心事項を直接紹介することで、審判情報の共有とともに深みのある討論も行われる。

※国内企業の知財権担当者、弁護士・弁理士などの関係者

さらに、参加国が共通で悩んでいる隘路事項である審判物量の増加に向けた対策や、審判品質向上に対する発表および討論が行われる予定である。

一方、特許審判院長は、今回のセミナーを通じて特許審判の顧客に、よりよい審判サービスを提供するとともに、グローバル紛争解決のための重要な時期であるため、特許先進国(※)との持続的な協力が求められると述べた。

※(国際特許出願基準、知的財産先進5カ国) 韓国、米国、欧州、日本、中国

また、特許審判院は、今回のセミナーを契機に、これからも国際水準の審判品質向上と、審判サービス改善に向けて、知的財産先進国の審判院との協力を持続的に推進していく予定である。

セミナーに関する詳しい内容や、参加申請の問い合わせは、審判政策課国際協力担当(電話 041-481-5852)まで。

2-7 特許庁、D.CAMP と共同で有望 IP スタートアップ発掘大会開催

韓国特許庁 (2019. 5. 29)

「D. DAY with 特許庁」、5月30日(木曜、17:00~20:30)、D.CAMP 宣陵(ソウル)
センター6階

特許庁は、5月30日（木曜、午後5時）、銀行業界の青年創業財団（理事長キム・テヨン、以下、D. CAMP）と共同で、D. CAMP 宣陵センター（ソウル江南区）で「D. DAY with 特許庁」を開催する。

※D. CAMP：青年世代の創業を支援し、雇用創出に貢献するために、全国銀行連合会の金融機関が計5,000億ウォンを出損して2012年5月に設立し、スタートアップの発掘・育成や投資活動を行う。

今回の大会は、スタートアップの成長における知的財産の重要性を発信し、実際に、スタートアップの企業らがIPを基盤に投資を受ける機会場として設けられた。

知的財産は、スタートアップが創業初期から準備しなければならない中核要素であり、知的財産確保に失敗したスタートアップは模倣者の出現や紛争の発生などにより企業の生存が危うくなることがある。

※VCの投資を受けた米国のスタートアップのうち、70%が特許紛争を経験しており、58%が特許紛争により深刻な経営危機を経験したことがある。（2013年、Feldman）

※スタートアップは、最初の特許登録後、5年間平均で雇用54.5%および売上79.5%増加、3年以内にVCから投資を受ける確率が47%増加、特許担保融資を受ける確率が76%増加（全米経済研究所、2017年）

※スタートアップの成長可能性は、特許を保有する場合、未保有に比べて35倍増加し、創業後1年以内に商標権を登録する場合、未登録に比べて5倍増加（MIT Innovation Initiative、2016年）

しかし、国内のスタートアップの41%が特許なしで創業しており、たった1件のIPもない状態で創業したスタートアップが25%に達するほど、知的財産の重要性に対する国内のスタートアップの認識は依然として低いといえる。

※全体のうち、特許は41%、実用新案は93%、デザインは87%、商標は48%のスタートアップにおいて、権利がないまま創業している。（2016年、韓国スタートアップ生態系白書）

今回の大会でピッチングするスタートアップには、ID 社、信用保証基金、ソウル大学技術持株会社などの多様な機関から投資誘致を受けられる機会の他、知的財産サービスを直接選択して利用できる「特許バウチャー」も支援される予定である。

また、特許庁のスタートアップ支援事業（IP 翼（ナレ）プログラム、グローバル IP スター育成、IP - R&D 支援）において優先支援対象として推薦される。

さらに、D. CAMP の直接投資誘致の機会、業務スペース提供などの創業アクセラレーティングプログラム（※）の支援も受けられる。

※D. CAMP 創業アクセラレーティングプログラム：スタートアップに対する最大 3 億ウォンの直接投資、業務スペース提供、法律・税務などの専門コンサルティング、創業関連ネットワーク支援など

特許庁長は、「スタートアップが持続的に成長するためには、自分のアイデアと技術の特許という財産権で確保し、これを基盤にエンジェル投資家および VC の投資を受ける、または IP 担保融資を受けて事業化資金を確保すべきだ」とし、「特許庁は、知的財産中心の投資ファンドの規模を 2019 年まで 2,200 億ウォンに拡大し、このような大会を多様な機関と協力する IP 中心の投資大会を持続的に設けることで、スタートアップが知的財産を基盤に投資を受けて成長する環境を造成していく」と述べた。

2-8 特許庁、政府革新は、政策実名制で国民と疎通する

韓国特許庁（2019. 5. 30）

知的財産政策 28 件、特許庁ウェブサイト公開

特許庁は、政府革新の一環として、政府の主要政策に対して国民の知る権利を保障し、国民との疎通を図るべく、2019 年度特許庁政策実名制を実施すると明らかにした。

政策実名制は、行政機関で策定・施行される主要政策の推進経過、進捗状況および業務担当者の実名を記録・管理し公開する制度である。特許庁では、政策の透明性や責任性を高めるために 2013 年から施行しており今年で 7 年目を迎える。

特許庁は、13 人からなる政策実名制審議委員会（※）で選定された、計 28 件の知的財産関連の主要政策を 5 月 30 日から特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の情報公開コーナーで公開する予定である。

※企画調整官（委員長）、革新行政担当官（幹事）、教授などの外部委員（6人）、主務課長などの内部委員（5人）で構成されており、対面審議委員会の開催、完了（2019年5月17日）

特許庁は、国民の関心度が高く、国民への影響力が大きい事業を中心に、なるべく多くの知的財産政策を国民に公開するために、2019年も中央部処公開基準の20件より多い28件の政策を公開した。

特許庁は、一般国民が気軽に知的財産政策サービスを利用できるように、2019年からは国民が直接政策実名の公開課題を要請する「国民申請実名制」を四半期別に施行する予定である。

4月の1ヵ月間、国民申請実名制を運営しており、今後、7月と10月にそれぞれ1ヵ月間運営し、申請のあった内容に対しては、政策実名制審議委員会で政策の公開有無を決めて、特許庁ウェブサイト追加で公開する予定である。

特許庁企画調整官は、「国民申請実名制を四半期別実施することで、知的財産政策に対する国民の関心度が増加し、国民との疎通がより円滑になることを望む」とし、「国民申請実名制を含む政策実名制の円滑な運営とともに、これまで取り組んできた審査・審判通知書および決定書における担当者の実名公開も継続して行っていく予定である」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 SBA-韓国知識財産保護院、「コンテンツ制作社支援協力」で業務協約締結

電子新聞（2019.5.20）

ソウル市の中小企業支援機関であるソウル産業振興院（以下、SBA）が、IP（知的財産権）保護を基盤とするソウル所在のコンテンツ企業の能力向上に向けて取り組む。

SBAは、韓国知識財産保護院と「ソウル市所在の中小コンテンツ企業支援協力」で業務協約を締結したと明らかにした。

今回の協約は、SBAが特許庁傘下の国内外におけるIP保護専門機関である「韓国知識財産保護院」と、共同で、中小コンテンツ企業向けの制作支援とグローバルマーケティング

グの他、コンテンツ産業の中核的な資産である IP（知的財産権）の保護に向け体系的な手続きを確立するという点で意味がある。

両者は、今回の協約を通じて、(1) 中小コンテンツ企業的能力向上および知的財産保護のための各種支援の連係、(2) コンテンツ企業などに対する IP ビジネス、輸出、投資、知的財産などの研修およびセミナー開催における協力など、コンテンツ企業的能力向上および産業活性化の支援に、共同で取り組む方針である。

さらに、SBA コンテンツ制作支援事業に選定された企業が、韓国知識財産保護院の「韓流コンテンツ知的財産権保護コンサルティング支援事業」に申請する場合、加算点を付与するなど、多角的な支援体系の下、高いレベルのコンテンツの開発と供給ができると期待される。

SBA コンテンツ産業本部長は、「今回の協約を契機に、小さい内需市場の限界を克服するために世界市場への進出を目指す国産コンテンツの知的財産が、きちんと管理され保護されるよう支援を強化していく」と述べた。

3-2 著作権・コンテンツ国際紛争、世界知的所有権機関の調停制度で解決してください

文化体育観光部 (2019. 5. 21)

文化体育観光部・世界知的所有権機関協力、調停制度活性化に向けた支援事業を展開

文化体育観光部は、世界知的所有権機関（WIPO）と協力して、著作権およびコンテンツに対する国際紛争解決を支援する。

5月21日（火曜）：調停人育成に向けた共同研修

5月22日（水曜）：調停制度の広報講座開催

文化体育観光部と WIPO は、国際紛争の解決に取り組む WIPO の仲裁調停センターの調停人を育成する「著作権・コンテンツ国際紛争関連調停人共同研修」を5月21日（火曜）に、ソウルで開催する。韓国著作権委員会（以下、著作委）とコンテンツ紛争調停委員会（以下、コン紛委）が共同で主管する今回の研修には、国内の著作権・コンテンツの法律専門家が多数参加する。

5月22日（水曜、午後1時）、上岩（サンアム）スタンフォードホテルで、著作権・コンテンツの国際紛争に対する調停制度の広報講座が開催される。今回の講座では、(1) 現在の産業および関連紛争動向、(2) 著作委、コン紛委およびWIPO 仲裁調停センターの調停制度、(3) 文化体育観光部－WIPO 仲裁調停センターの協力事業などを紹介する。調停制度の利用に関する支援を希望する著作権・コンテンツ業界の関係者などが自由に参加できる。

調停人の共同研修と広報講座には、WIPO 仲裁調停センターの副局長の Ignacio de Castro、Jane Player の弁護士 Martin Hauser が海外からの講演者として出席する。

代替的紛争解決方策として注目される調停制度利用の支援事業施行

調停制度は、訴訟のような法的解決方策に代わる代替的紛争解決制度として、既存の司法制度と比較して時間的・金銭的費用の負担を減らせられるため、急速に変化するコンテンツ環境において効果的な紛争解決手段として活用されている。現在、国内紛争に対しては、韓国著作権委員会、コンテンツ紛争調停委員会など、韓国の公共機関の調停制度を活発に利用しているが、他の国籍の当事者と紛争に巻き込まれる場合には、国内制度を利用して紛争解決を図ることは容易ではない。

このため、文化体育観光部は、5月1日（水曜）から、韓国企業が国際紛争解決手段としてWIPOの仲裁紛争調停センターの調停制度を容易に利用できるように、WIPOと協力して、(1) WIPO調停制度の利用料の減免および利用料支援事業、(2) 共同研修などを通じて能力が検証された調停人の選任など、協力事業を施行している。国際連合（UN）の専門機関であり著作権分野の最大の国際機関であるWIPOの公信力や、国際的視点および加盟国との緊密な関係を活用すれば、韓国企業の国際紛争解決において、実質的な支援を受けることができると期待される。

文化体育観光部著作権局長は、「文化体育観光部とWIPOの調停制度の利用支援事業と、関連する広報講座、調停人育成に向けた共同研修などを通じて、韓国企業における国際紛争が円滑に解決できることを望む」と述べた。

3-3 特許庁、「第1回韓国-ベトナム IP 保護協議会」開催

韓国特許庁（2019.5.28）

ベトナム特許庁、市場管理総局、密輸防止調査局と、韓国企業が知的財産保護方策議論

特許庁は、ベトナム特許庁、市場管理総局、密輸防止調査局と5月29日（水曜、午前10時）に、特許庁ソウル事務所大会議室で、「第1回韓国ベトナム IP 保護協議会」を開催すると明らかにした。

今回の協議会は、2018年5月、特許庁がベトナムの市場管理総局および密輸防止調査局と締結した「知的財産権協力と保護に関する覚書」の一環で開催される。特許庁は、ベトナムの市場管理総局および密輸防止調査局との覚書を土台に、ベトナム現地に進出している韓国企業の知的財産保護に向けて緊密な協力を行ってきている。

<「知的財産権協力と保護に関する覚書」概要>

日時および場所：2018年5月29日（火曜）、仁川松島

対象：ベトナム市場管理総局、密輸防止調査局

主要内容：IP 保護協議会の立ち上げ

議題：実務協議を通じて、年内に協議会を立ち上げ、第1回定期協議会開催、
ベトナム公務員向けのオーダーメイド型研修実施

今回の協議会では、ベトナムでの韓流便乗企業への取り締まりの成果、商標の無断先占に対するベトナム特許庁の対応策および現地での偽造商品流通の取り締まりに向けた両国間の共助方策などが議論される予定である。

韓流の拡散速度が速いベトナムでは、最近、韓国企業に成りすまして、韓国商品の模倣品を販売する、いわゆる「韓流便乗店舗」が急激に増加している。これを受け、2018年、ベトナム政府は、競争法、知的財産権法などに基づいて相当の数の韓流便乗店舗を取り締まり、押収措置などの行政処分を行った。韓国特許庁は、韓流便乗店舗の模倣品販売の取り締まりと現地消費者の誤認・混同誘発行為に対するベトナム政府の持続的な関心と呼び掛ける予定である。

また、今回の協議会で韓国特許庁は、ベトナム政府に対して悪意的な商標の先占を抑制するための方策づくりを要請するとともに、韓国企業の安定的なベトナム市場進出のために、迅速な商標審査処理が必要という意見を伝える計画である。これと関連して韓国特許庁は2018年に、ベトナムで、悪意的な無断先占が疑われる商標を選別して企業向けに対応策を提示した。

一方、現地での模倣品流通の取り締まり関連では、ベトナム現地の IP - Desk (KOTRA) と市場管理総局のハノイ支部が協力して、韓国企業製品の模倣品を迅速に取り締まった事例を紹介し、今後も両機関における緊密な協力関係の構築を提案する予定である。

今回の IP 保護協議会は、大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) で推進している、ベトナム知的財産権公務員招待研修期間 (5 月 27 日 (月曜) ~31 日 (金曜)) 中に行われる。協議会の翌日の 5 月 30 日 (木曜) には、韓国企業がベトナムで直面している多様な知的財産に関する 이슈を効果的に紹介することができるかと期待される。

特許庁産業財産保護協力局長は、「韓国とベトナムは、定期的な協議会の開催を通じて、今後、知財権分野の協力をより強固なものにしていく予定」とし、「このような韓国とベトナムの政府間の協力が、ベトナムに進出する韓国企業の知財権保護に大きく貢献すると期待される」と述べた。

3-4 特許庁、「オンライン模倣品在宅モニタリング団」が大活躍！

韓国特許庁 (2019. 5. 29)

- 2019 年 4 月の 1 ヶ月で、18,105 件を摘発して販売中止措置
- キャリアが途絶えた女性の経済活動復帰も図り、模倣品流通も防ぐ

特許庁は、4 月の 1 ヶ月間、「オンライン模倣品在宅モニタリング団 (以下、「在宅モニタリング団」) が、オープンマーケット、ポータル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) などのオンライン上で流通される、模倣品の掲示物を摘発して販売中止処置を行った件数が 18,105 件と明らかにした。

2018 年の韓国のオンラインショッピングの取引額は、111 兆 8,939 億ウォン (※) であり、2017 年比 22.6% も急増した。このようなオンライン上の取引の活性化に伴い、模倣品がオンラインで流通される頻度も増加している。2018 年に、特許庁に通報された模倣品の通報件数の 5,557 件のうち、オンライン上の模倣品流通を通報した件数が 5,426 件と 97.6% に達した。

※資料出所：統計庁オンラインショッピング動向調査 (2018 年)

これを受けて特許庁は、オンライン上の偽装商品流通の予防に向けて、2019 年 4 月 1 日から在宅モニタリング団 110 人を採用し運営している。在宅モニタリング団は、全員女性で構成されており、これは有名商標とオンラインショッピングをよく利用する女性のノウハウを活用して、模倣品の摘発率を上げるとともに、出産・育児などでキャリアが途絶えた女性の経済活動への復帰も支援するためである。

在宅モニタリング団は、出産・育児などでキャリアが途絶えた30～40代が91.8%の101人であり、その他、50代が5人、20代も4人が在宅モニタリング団として活動している。

4月の1ヵ月間のモニタリングで模倣品取引の掲示物として確認され、オンライン事業者によって販売が中止された18,105件を商品種類別にみると、バッグが5,624件で最も多く、靴が4,609件、衣類が4,121件、財布が1,220件、時計が1,161件の順であった。

模倣品流通の多い商標は、グッチが2,548件、ルイヴィトンが1,971件、シャネルが1,759件、ナイキが927件、バレンシアガが861件となっており、侵害された商標の数は計210に達する。

在宅モニタリング団に採用されて、オンライン上の模倣品の摘発業務を担当している30代のA氏は、「20代後半に就職したが、30代前半に出産や育児で職場を諦めざるを得なかった。今回、機会があり、在宅モニタリング団として仕事をしているが、オンライン上で模倣品が流通されているということは知っていたが、これほど多いとは知らなかった。模倣品流通が深刻な問題ということを実感した」と話した。

特許庁産業財産保護協力局長は、「2019年に、10万件以上の模倣品の掲示物を取り締まる予定であり、企画モニタリングを通じて、国民健康と安全に深刻な影響を及ぼし得るオンライン上の模倣品に対する取り締まりを強化する計画」と述べた。また、「商標権の侵害だけでなく、2019年3月に発足した産業財産特別司法警察を通じて特許・営業秘密・デザインなど、産業財産権侵害全般に対しても積極的に対応していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標にレトロブームが起きている！

韓国特許庁（2019.5.20）

「○○堂、○○屋」などの商標出願、Newtroトレンドに伴い増加幅目立つ

商標に、ニュートロ（Newtro）ブームが起きている。ニュートロは、「新しい（New）」と「レトロ（Retro）」を組み合わせた言葉で、「新たな、古いもの」、「新レトロ」を意味する新造語である。

特許庁は、ニュートロ感性が、10～20代の若い消費者から注目され、レトロ風の名前の飲食店などの商標出願が大きく増加していると明らかにした。

※業種範囲：飲食業（43類）のうち食堂業（S120602）、食品（30類）のうちお菓子、パンなど（G0301）

※統計分析期間：2009年～2018年（基準）に出願された商標

スクプ堂、ミミョ堂、マンガオク（満嘉屋）、スルト屋などのように、標章に飲食店を表す接尾辞の「堂」、「屋」を付けた商標が代表的である。

出願の増加幅が目立つのは、「〇〇堂」の商標である。直近10年間（2009年～2018年）の商標出願を分析した結果、2009年から2013年まで、118件の商標が出願されたが、2014年から2018年までは、288件が出願され、2.4倍増加した。2019年も、第1四半期まで25件が出願されており、現在の勢いが続けば、2018年の出願件数（94件）を超える見通しである。

「〇〇堂」の商標のうち、最初に出願された商標は、韓国の第1世代製菓店の創業者である、故シン・チャンゲン氏が、1954年10月に出願して登録された「太極堂」()である。

「屋」を含む商標も、同じ期間で167件が出願されたのが、約1.9倍増加の317件となっており、2019年も第一四半期まで24件が出願された。

また、「食堂」や「商会」を含む商標も、2014年以降、出願が大幅に増加している。食堂商標、商会商標は、直近5年間（2014年～2018年）で、それぞれ548件と120件が出願され、以前の5年間（2009年～2013年）の139件、27件に比べて約4倍増加した。

ニュートロブームは、2014年から始まり、2019年もこの勢いが続いている。これは、50～60代の中高年においては、青春時代の郷愁を思い起こさせ、若い消費者層においては、これらの標章を「古いものではなく、新しいもの」と認識しているためである。

ソウル大学の消費者トレンド分析センターは、2019年を主導するトレンドの10大のキーワードの一つに、「このごろの昔、ニュートロ」を挙げている。

特許庁商標デザイン審査局長は、「ニュートロ感性が消費者層の好評を得ているだけに、レトロ風の商標出願の増加は、当分続くとみられる」と述べた。

青年のデザイン出願、5年間で53.1%増加

青年のデザイン出願増加が止まらない。

特許庁によると、直近5年間（2014年～2018年）で、20歳から30歳の青年のデザイン出願が年平均11.2%増加したことが判明した。

これは、同じ期間の全体のデザイン出願が、年平均0.6%減少したのと比較すれば非常に高い成長率である。

全体のデザイン出願のうち、青年の出願が占める割合も増加した。

2014年は2,083件の出願と、全体のデザイン出願の3.2%水準であったのが、2018年は3,189件が出願され、全体の62,823件の5.1%を占めた。これは、件数基準では53.1%、占有率基準では59.4%増加した数値である。

個人出願のみ比較すれば増加幅はさらに拡大する。2014年の全体の個人出願の29,532件の7.1%水準であったのが、2018年は全体の30,062件の10.6%まで拡大した。

また、男性より女性の出願の増加幅が目立った。男性の年平均の増加率が7.9%であることに比べて、女性は15.5%に達した。

物品別の出願の現状をみると、主に流行に敏感な生活消費財関連の出願が多いことが分かった。

アクセサリなど、身の回りの用品の出願が最も多く、ラベル、ノートなどの印刷物と照明、織物紙、包装紙関連の出願が多かった。

青年の出願増加の要因としては、デザイン権の重要性に対する認識の拡散と青年創業に対する関心の増加などを挙げられる。

出願後6ヵ月が経過すれば権利化が可能であり、図面などの出願書類の簡素化や手数料減免制度などの支援政策が整備されていることも、主な要因の一つである。

さらに、生活の中の簡単なアイデアでも、美的感覚が加われば権利化が可能である点も、やはり若い層、特に女性を惹きつける要因とみられる。

特許庁商標デザイン審査局長は、「知的財産は経済的な価値だけでなく、公正で効率的なイノベーションという意味での価値も重要であり、その中でもデザインは、アイデアから事業化への実現に効果的な手段」とし、「デザインを通じて、青年らがイノベーションを遂げ、成功的な経済活動を行えるよう、政策的支援を継続していく予定」と述べた。

4-3 「登録商標も使用しないと取消」、不使用取消審判請求増加

韓国特許庁 (2019. 5. 24)

特許審判院、登録商標 3 年間使用しないと取消

2018 年に、登録商標のうち商標権者により正当に使用されていないため、登録が取り消された件が、1,444 件に達することが判明した。

特許審判院は、直近 5 年間 (2014 年～2018 年) で、商標取消審判請求件数が持続的に増加傾向にあると 24 日、明らかにした。

2014 年は 1,449 件、2015 年は 1,903 件、2016 年は 2,122 件、2017 年は 2,124 件、2018 年は 2,523 件と、商標取消審判請求件数が増加していることが分かった。2014 年に比べて 5 年後の 2018 年には、なんと約 1,000 件 (74%) 増加した数値である。

同じ期間、特許審判院審決による不使用取消商標は、2014 年は 970 件、2015 年は 1,124 件、2016 年は 1,207 件、2017 年は 2,172 件、2018 年は 1,444 件となった。

登録商標の取消理由は、商標権者が商標を 3 年間使用していないか、または継続して 3 年以上正当に使用した証拠が不足しているためと分析されている。

商標不使用取消審判は、特許庁の審査を経て登録された商標であっても、国内で 3 年間使用されていない場合、誰でも登録商標を取り消すことができる制度である。(商標法第 119 条第 1 項第 3 号)

商標権者が国内で継続して 3 年以上登録商標を使用していない場合、または国内で正当に使用したことを証明できなければ、その商標は取り消されることがある。

商標取消を予防するためには、有名商標であっても、国内で使用されていないと取り消されることがあるため、商標権者は商品に商標の表示、または広告、取引の事実などと日付を立証して証拠（取引明細書、カタログ、使用説明書など）を収集しておくことが重要である。

2018年基準で、商標権は、124万件に達するが、商標として選択できる語彙は限定されており、使用されていない商標もあるため、実際の営業上、必要な人の商標選択の自由、経済活動の機会を保障するために、商標取消審判制度が運営されている。

特許審判院長は、「韓国国民の商標に対する関心が高まっているが、商標は基本的に使用を前提に登録を受けるということを認識の上、営業などのために商標が必要な人は、商標出願だけでなく取消審判を適切に活用することも必要である」と述べた。

その他一般

5-1 特許庁と最も似合う芸能人は誰？

韓国特許庁（2019.5.20）

フェイスブック調査結果発表

特許庁は、5月の発明の月を迎えてフェイスブックで行われた「特許庁と最も似合う芸能人は誰でしょうか？」の調査結果を発表し、最高の支持を得た芸能人は、「東方神起のユンホ氏」であると、5月20日（月曜）、明らかにした。

特許庁と最も似合う芸能人の2位に、ペク・ジョンウォン氏、3位に防弾少年団（BTS）が選ばれた。続いて4位にキム・ビョンマン氏、5位にイ・チョンヒ氏が選ばれ、ユ・ジェソク氏、イ・スンギ氏、パク・ボゴム氏、キム・ゴンモ氏、アイユ（IU）氏などが、特許庁と似合う芸能人に推薦された。

今回の調査は、4月26日から15日間、一般国民が特許庁のフェイスブックのコメントに、「特許庁と最も似合う芸能人」を1名ずつ推薦する方式で行われた。

一般国民の発明特許に対する関心を高めるために行われた今回の調査には、特許庁フェイスブック友達など、約600人の一般国民が参加し、約550の有効回答を得た。

国民が推薦した特許庁と最も似合う芸能人には、有効回答の40%を占めたユンホ氏が1位に輝いた。ユンホ氏への支持理由は、「特許庁 ONE-PICK（最も好きな人）」、「情熱あふれるユンホ」、「趣味も発明、特許もある」、「エジソンは、数多くの試行錯誤で有名である、発明家も情熱がなければ、ずっと先の見えない挑戦は難しい」、「スマートな特許庁と似合う」、「スキャンダルのない真面目な芸能人」などのコメントがあった。

2位のペク・ジョンウォン氏は、有効回答の16.6%を占めた。ペク・ジョンウォン氏を推薦した回答者は、「デペサムギョプサルを発明した人、「デペ」とは、削ったように薄いサムギョプサル）」、「商人に希望を与える、ペク・ジョンウォン氏、特許庁との相性、上々」などのコメントがあった。

3位の防弾少年団（BTS）は、有効回答の3.8%を占めた。「弛まない自己啓発と情熱が特許庁と似合う」、「ARMY（※）の商標権登録から伺えるファンへの愛情、BTS 最高」といった推薦理由を明かした。

※防弾少年団（BTS）ファンクラブ名称。『ARMY』は、防弾服と軍隊のように、緊密な関係の存在という意味であり、ビッグエンターテインメントが2017年7月に商標出願して、2018年10月に登録された。

続いて4位にキム・ビョンマン氏、5位にイ・チョンヒ氏が選ばれ、ユ・ジェソク氏、ユ・ヘジン氏、イ・スングィ氏、パク・ボゴム氏、キム・ゴンモ氏、アイユ（IU）氏などが多数の支持を得て特許庁と似合う芸能人に選ばれた。

特許庁報道官は、「上位5位の芸能人は、全員が自ら知的財産権を持っている情熱的な芸能人」とし、「今後、政策広報や国民疎通に参考の計画」と述べた。

一方、調査結果5位の映画俳優のイ・チョンヒ氏は、特許庁のユーチューブ、フェイスブックなどで毎日放送されるソーシャルトークショー「4時！特許庁です」の100回特番にゲスト出演した。

5-2 カメラ特許、これからは自動車とドローンが主導する！

韓国特許庁（2019.5.21）

自動車、ドローン用のカメラ出願、5年間でそれぞれ3倍、4倍増加

2000年代半ばのスマートフォンの本格的な登場とともに、スマートフォン用のカメラがカメラ産業をけん引してきた。しかし、最近はスマートフォンにおけるカメラ市場の成長は鈍化している一方、自動運転車やドローンに内蔵されるカメラ市場は拡大しており、これと関連する特許出願も大幅に増えていることが判明した。

特許庁によると、直近5年間（2013年～2017年）の自動車用のカメラ出願は3倍（23件→64件）、ドローン用のカメラ出願は4倍（14件→55件）近くに、大幅に増えた反面、スマートフォン用のカメラ分野は同じ期間で1.3倍の増加に留まった。

自動車用のカメラ出願の増加は、2014年から大型トラック、児童の通学車両対象の後方カメラ装着が義務付けられ、また最近では、車線維持支援装置、衝突予防システムなどが備えられた半自動運転車の本格的な販売に伴い需要が増えたためとみられる。

また、ドローンの活用分野が配達業、農業、放送業など、多様な領域に拡大され、ドローン用のカメラ関連の出願も急速に増えているとみられる。

カメラ分野の出願が多い企業には、LGイノテック、サムスン電気、サムスン電子を挙げられるが、これら3社が直近10年間で国内特許出願の1、2、3位を占めている。これらの企業は、スマートフォン用のカメラ特許を主に出願しているが、2015年からは自動車用とドローン用のカメラ出願も増やしている。特に、米国内でのカメラの特許登録順位をみると、直近10年間で、LGイノテックをはじめとする韓国企業の順位が早い速度で上がっており、海外においても特許競争力を高めていることが分かる。

韓国は、2019年末から、自動で自ら車線の変更や駐車が可能で自動運転車機能を、全ての車種に対して全面許可（注1）する予定であり、4月にはドローンの活用促進に向けて「ドローン法」も制定（注2）している。そのため、関連するカメラ市場はさらに拡大すると見込まれ、特許出願も増えると思われる。

特許庁生活家電審査課長は、「これから、日常生活において自動運転車とドローンが広く使用されると見込まれ、関連するカメラ市場もさらに拡大すると予想される」とし、「急速に変わるカメラ市場で、競争力を維持するためには、国内外において関連特許を先制的に確保するなどの特許戦略が必要である」と述べた。

（注1）「自動車及び自動車部品の性能と基準に関する規則」改正（案）2019年4月立法予告

(注2)「ドローンの活用促進及び基盤造成に関する法律(略称:ドローン法)」2020年5月施行予定

5-3 仮想現実スポーツを進化させる特許技術

韓国特許庁(2019.5.22)

先端IT技術との融合と種目の多様化傾向

余暇生活の需要に伴い天候の影響を受けずに、気軽に利用できて、そして安価な費用で楽しめるスクリーンゴルフのような、仮想現実スポーツが普及して久しい。2017年に1.2兆ウォン(注1)の売上を記録したスクリーンゴルフに適用されたセンシング技術とディスプレイ技術を基盤にする野球、ランニング、サイクリング、射撃、サッカー、ボウリング、テニス、釣り、カーリングなどの種目の派生市場まで形成され、全体の仮想現実スポーツ市場の規模は持続的に成長すると予想される。

特許庁によると、直近3年間(2016年~2018年)の仮想現実スポーツ分野の国内特許出願は357件であり、以前の3年間(2013年~2015年)の出願件数の211件に比べて約69%の大幅の増加であった。

これを種目別にみると、全体の出願の中で、多数を占めるスクリーンゴルフの出願が比較的小幅の30%(79件→107件)増であった。一方、野球は179%(24件→67件)、サイクリングは131%(16件→37件)、釣りは550%(2件→13件)、新しく形成されている市場のテニス・バドミントン・水泳・クライミングは350%(4件→18件)など、他の種目で出願が急増している。これは、スクリーンゴルフの関連技術が成熟段階に入っていることと、種目の多様化傾向が反映されたためである。

一方、仮想現実スポーツに使用される特許技術をみると、先端IT技術の拡張現実(AR, Augmented Reality)、仮想現実(VR, Virtual Reality)などを、ヘッドマウントディスプレイ(HMD, Head Mounted Display)で提供してユーザーの視覚的没入感を高める技術が主である。ホログラム技法を活用した3D映像を空間上に具現化する技術も注目する点である。このような技術は比較的激しくないながらも、周辺の環境の鑑賞が重視されるサイクリング、釣り、射撃などの種目に多様な方式で適用される。

さらに、身体にウェアラブルデバイスを装着し、またはカメラでユーザーの動きを精密に測定して、運動姿勢を比較評価し矯正する技術が出願されている。この技術は、ゴルフ、野球など、姿勢のコーチングが強調される分野でよく見受けられる。

最後に、人工知能（AI）技術を利用した仮想テニスが目立つが、これはユーザーのモーションを感知し学習したものを基に、ユーザーの性向と能力に応じて発射機と映像システムをコントロールすることで、ユーザーに実際にゲームを行っているような感覚を与える。

出願人別にみると、2013年～2018年基準で国内企業が55%（312件）、個人が26%（145件）、大学・研究機関が12%（68件）、共同出願が6%（36件）、外国が1%（7件）の順であり、企業と個人が71%と、大半を占めているところから主に製品化中心の技術開発が行われていると解釈される。

特許庁住居生活審査課長は、「最近、仮想現実スポーツはAR、VRなどの先端IT技術を取り入れ、ユーザーの没入感を最大化する方向で進んでいる」とし、「小学校で拡大・運営中の「仮想現実スポーツ室」を通じて低学年からでも容易に体験できるようになり、ワークライフバランスに対する認識の向上から市場の需要が拡大されると見込まれ、市場を先取りするためには他の先端技術分野との融合を通じて、仮想現実スポーツをさらに一段階跳躍させる技術開発が必要である」と述べた。

（注1）出所：2017年スポーツ産業白書（文化体育観光部）

5-4 大韓民国の新たな100年、発明で切り開いていく！

韓国特許庁（2019. 5. 27）

「第54回発明の日」記念式典開催

- － 「青條勤政勲章」韓国科学技術院のイム・ヨンテク教授など、計79人に褒賞
- － 「今年の発明王」LG電子（株）のキム・ドンウォン研究委員選定
- － 女優で発明家の「イ・シウォン」氏、自身の特別な発明ストーリー紹介

特許庁が主催し、韓国発明振興会（会長、ク・ジャヨル）が主管する第54回「発明の日」の記念式典が5月27日（月曜、午後3時）、COEX Auditorium（ソウル）で開催された。

<発明の日の記念式典>

発明人の士気を向上させて国民の発明意識を高めるために、1957年5月19日に制定された法定記念日

※世界初で、測雨器を発明した日（1441年5月19日）を記念する。

「大韓民国の新たな 100 年、発明で切り開いていく！」のテーマで開催されるこの日の記念式典には、李洛淵（イ・ナギョン）国務総理、朴釘（パク・ジョン）国会議員、李薫（イ・フン）国会議員をはじめ、発明・特許関連機関長、発明家および学生など、計約 600 人が参加し、国家産業発展に貢献した発明有功者に対して産業勲章、産業褒賞、大統領表彰など、計 79 点に対する授与式が執り行われた。

最高の栄誉である「青條勤政勲章」は、国内の機械工学分野の代表的な人物として、研究、人材育成、特許技術を活用した研究機関の運営などを通じて、発明振興の奨励および国家産業競争力の発展への功績が認められた韓国科学技術院のイム・ヨンテク教授が受賞した。

「銀塔産業勲章」は、世界最高の経皮薬物送達技術を確保し薬物商業化に成功して、知的財産基盤の国内創業成功モデルとなった ICURE（株）のチェ・ヨングオン代表取締役と、接着強度の優れた環境に優しいバインダー用のポリエステル繊維を世界初で発明し、商業化に成功した（株）Huvis のパク・ソンユン常務に授与された。

この他にも、世界初で、浮遊式加湿器や洗浄可能な加湿器を発明し、スタートアップの成功モデルとなった（株）miro のソ・ドンジン代表取締役、センサーネットワークおよびサイバー戦争の M&S 分野の技術先導に向けた研究開発を通じて、韓国の国防力強化に貢献した国防科学研究所のキム・ヨンヒョン責任研究員が「銅塔産業勲章」を受賞した。

また、今回の記念式典では、新技術の研究開発および創意工夫のイノベーションで 1 年間、国家産業発展に貢献し、科学技術界のお手本となった発明家に与えられる「今年の発明王」の授与も行われた。

「今年の発明王」には、LG 電子（株）のキム・ドンウォン研究員が選定された。新しい概念の衣類管理機器の『styler』と大容量の分離・同時洗濯が可能な洗濯機の『ツインウォッシュ』を世界初で開発し、これまでになかった衣類家電市場を開拓した点が高く評価された。

今回の発明の日の記念式典には、発明有功者への授与式の他、発明品の展示館が設けられた。さらに、受賞者の主要発明品の展示だけでなく、大韓民国臨時政府樹立 100 周年を記念して、「発明から読み解く大韓民国 100 年」のテーマで特別展示が行われた。

受賞者らの発明品は、健康、環境、安全などの社会の懸案に関する発明品が大きな比重を占めた。健康分野では、スマートフォンと連動する下半身の不自由な人のためのスマ

ート義足、加湿器殺菌剤を使用せず、水で洗浄可能な加湿器が展示され、環境関連では、微細粉塵（ミセモンジ）対応と湿度調節が可能な窓が展示された。安全分野では、ペットの犬に付けるグッズとして、口輪と首輪の機能を兼ねて鼻と口を自由に動かせるスマート安全口輪（三丁子小学校の児童の発明品）が展示された。

さらに、特別展示では、大韓民国臨時政府樹立 100 周年を迎えて、韓国の産業発展に寄与し国民の実生活に大きく貢献した国内初のラジオ、コンピュータ、携帯電話などの電子機器と歯磨き粉、洗剤といった生活必須品などの時代別の代表的な発明品が展示されており、さらに 5G、3D ホログラムなど、大韓民国の新たな 100 年を切り開いていく最先端の発明品体験館が運営され注目を集めた。

授与式に続いて、最近、芸能やドラマで活躍している女優で発明家のイ・シウォン氏が登場し、自身の特別な発明ストーリーを発表した。「特許出願が趣味」と明かしたイ・シウォン氏は、「4 歳の時、父親につられて発明を始めており、これまで六つの特許を保有している。高校 1 年生の時、「発明の日」に表彰されたことがある」と紹介し、会場を驚かせた。また、発明を愛に比喻し、「発明は、愛のように、性別と年齢、職業に関係なく、誰でもできることであり、世の中を美しくする」とし、「今、この瞬間にも愛を与えている発明人の方々に感謝の意を表します」と伝えた。

特許庁長は、「2019 年は、大韓民国臨時政府樹立 100 周年になる年であり、発明の日がより有意義に感じられる」とし、「発明人が尊重され、大韓民国の新たな 100 年を切り開いていく主役になれるよう、政府革新を通じて必要な支援を惜しまない」と述べた。

5-5 複合慢性疾患治療、これからは 1 錠飲むだけで OK！

韓国特許庁（2019. 5. 27）

飲みやすくて薬効の優れた、複合体製剤特許出願、増加傾向

食習慣の変化、高齢化社会などの影響から、現代人は慢性疾患・複合疾患（※）により複数の種類の治療剤を服用しているが、最近複数の治療剤を一つの錠剤にすることで、服薬の利便性の増加、費用節減、治療効果も向上させた複合体製剤新薬に対する関心が高まっている。

※慢性疾患・複合疾患：最低 3 ヶ月以上持続される病的な状態である慢性疾患（心・脳血管疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患、癌など）を二つ以上患っている場合

特許庁は、過去 15 年間（2004 年～2018 年）で複合体製剤関連特許出願は、徐々に増加傾向にあると 26 日、明らかにした。

特に、直近 5 年間（2014 年～2018 年）で 109 件であり、以前の 5 年間（2009 年～2013 年）の 72 件に比べて 51.4%と大幅に増加した。

出願人別（2004 年～2018 年）では、国内企業が 58.2%（120 件）、外国人が 29.6%（61 件）、大学および研究機関が 10.7%（22 件）、個人 1.5%（3 件）となっており、国内企業および外国人の出願が 87.8%と大半を占めている。

主要出願人には、Hanmi Pharm（株）が過去 15 年間で計 45 件を出願し、最多の出願を記録した。続いて、HANALL BIOPHARMA（株）、KOREA UNITED PHARM（株）、カトリック大学、HANALL BIOPHARMA（株）、Oxagen Limited、ROCHE、CJ ヘルスケア（株）、HANMI HOLDINGS（株）、（株）NAVI OHARMなどの順となった。出願人の上位 10 位のうち 8 位までは、国内企業および大学であった。

疾患群別にみると、心血管疾患（高血圧、高脂血症など）が 33.5%、腫瘍が 11.2%、免疫疾患が 8.7%、メタボリック症候群（糖尿病など）が 5.8%、泌尿器疾患（勃起不全、前立腺肥大症など）が 4.9%と、慢性疾患治療用の複合体製剤の出願が 59%を占めている。複合体製剤に含まれた活性成分の個数でみると、2 種類複合体製剤が 89.3%、3 種類が 9.7%、4 種類以上の複合体製剤が 1.5%を占めている。

複合体製剤（※）は、主に 2 種類、3 種類の治療剤を含む高血圧複合体製剤、高脂血症複合体製剤、糖尿複合体製剤、泌尿器疾患複合体製剤などが、国内の製薬企業を中心に開発されており、市場での影響力を拡大している。今後、4 種類以上の治療剤を含む複合体製剤の新薬の販売も見込まれている。

※複合体製剤：二つ以上の治療剤を混合して、1 錠にした医薬品

韓国の 30 歳以上の成人のうち、主要慢性疾患を患っている患者は、高脂血症が 764 万人、糖尿病が 454 万人、空腹時血糖障害が 913 万人、高血圧が 1,152 万人と推定され（※）、患者らは、ほとんど慢性疾患・複合疾患を患っているため、複合体製剤新薬の市場規模は毎年持続的に増加すると予想される。

※出所：「2018 年慢性疾患の現状とイシュー」（疾病管理本部）

特許庁薬品化学審査課長は、「最近、高血圧、糖尿病などの慢性疾患のうち、二つ以上の疾患を同時に患っている患者が持続的に増加しているため、服薬の利便性、治療費用および治療効果を考慮する際、複合体製剤に対する選好度は持続的に高くなると予想されるため、国内製薬企業の複合体製剤を通じた改良新薬開発の戦略は、製薬産業の発展に非常に有効であるだろう」と展望した。

5-6 特許庁、「2019 青少年発明記者団フェスティバル」を開催

韓国特許庁 (2019. 5. 30)

特許庁は、5月30日（木曜、午後3時）、KTチャンバーホール（ソウル木洞）で、「2019 特許庁青少年発明記者団フェスティバル」を開催すると明らかにした。

特許庁青少年発明記者団は、発明と科学に関する取材活動および記事作成を通じて青少年の文章の書き方の能力や、知的財産に対する関心を高めるための集まりである。

2019年の青少年発明記者団フェスティバルでは、2019年に新たに選定された第16期記者団（677人）の発足式を行い、第15期の優秀活動記者11人を「今年の発明記者」に選定し授与式が行われる。

受賞者のうち、クムホ中学校の生徒（国家知識財産委員長賞）と、有楽女子中学校の生徒（教育部長官賞）は、発明展示会の観覧、興味深い発明ストーリー、分かりやすい科学原理の紹介など、多様な内容をテーマにした記事を作成し、今年の発明記者「大記者」に選ばれた。

今回の発明記者団フェスティバルでは、「CBS（放送局）の世界を変える時間15分」と連携し、記者団の児童生徒5人の創意的な発明活動の経験を共有する講演型トークコンサートが開催され、次世代英才企業のチャン・セユン代表、言語天才のチョ・スンヨン作家の講演と今年の発明記者の優秀記事も展示される。

特許庁長は、「今回のフェスティバルは、発明の月の5月を迎え、全国で活動する青少年発明記者団が一堂に会して交流するとともに、発明文化の拡散を図るために設けられており」、「これからも特許庁は、発明の卵たちがさらなる成長を遂げるよう、さまざまなプログラムを提供していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/archive.html> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658
[e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。
本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。
https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665
本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等
はお断りいたします。
ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確
認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。
本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、
不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。
発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム